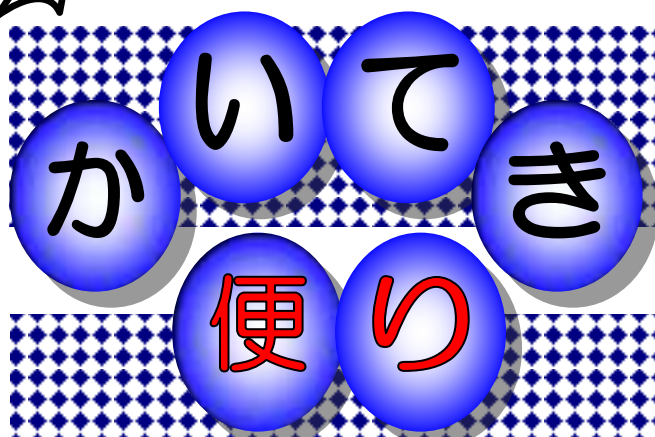


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



平成29年7月1日発行 第156号

○ お知らせ

「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業(キャリアパス導入促進事業費補助)事業計画書を募集中！」

「介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習が開催されます！」

「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！」

「介護人材関連事業について」

「介護サービス情報の公表」に係る報告(調査票の提出)のお願い」

「東京都国民健康保険団体連合会主催 平成29年度介護サービス事業者支援研修会」

「H29年度 訪問看護にかかる支援策について」

「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！」

○ 最近の動向

「介護保険事業所(医療系)の集団指導の実施」

○ 報酬算定・運営基準

「平成28年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください。」

お知らせ

○ **東京都介護職員キャリアパス導入促進事業(キャリアパス導入促進事業費補助)事業計画書を募集中！**

東京都では、介護職員の育成・定着を図るため、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業を実施し、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む介護事業者を支援しています。

本事業の補助対象事業者となるためには、事業計画書の提出が必要となりますので、本事業の活用を検討されている事業者におかれましては、お早めに**東京都福祉保健財団**まで申請してください。

なお、現在、事業計画書提出時にアセッサーが事業所に在籍しておらず、かつレベル認定者が在籍していない場合は、「交付申請基準日である平成30年1月1日現在、レベル認定者が事業所に在籍している」という補助要件を満たすことがスケジュール上、大変困難となりますのでご了承願います。

【提出期限】 平成29年7月31日(月曜日)

【提出先】 〒163-0719

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

公益財団法人東京都福祉保健財団

人材養成部福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当

電話 03-3344-8532

【提出方法】 郵送にて、必要書類を提出してください。

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。

(<http://www.fukushizaidan.jp/110careerpath/index.html>)

【事業所管】 介護保険課 介護人材担当 電話 03-5320-4267

## ○ 介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習が開催されます！

各介護事業所において、介護プロフェッショナルキャリア段位制度に取り組むためには、まず事業所内の介護職員を評価する「評価者（アセッサー）」候補者を選定し、その候補者がアセッサー講習を受講する必要があります。平成29年度評価者（アセッサー）講習は、以下のとおり開催されますので、受講を希望される方はお早めにシルバーサービス振興会までお申し込みください。

なお、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業（アセッサー講習受講支援事業費補助：アセッサー講習受講にかかる経費の補助）については、9月頃に交付申請書提出の受付を開始する予定です。

### 【申込受付期間】

○第1期 6月20日（火）10：00 ～ 7月20日（木）18：00

○第2期 6月20日（火）10：00 ～ 8月16日（水）18：00

※早期にレベル認定評価に取り組んでいただくために、**第1期**の受講をお勧めいたします。

### 【受講期間】

○第1期 8月上旬～10月3日（集合講習は10月3日（火））

○第2期 10月上旬～11月28日（集合講習は11月28日（火））

### 【受付方法】

介護プロフェッショナルキャリア段位制度専用ホームページよりお申込みください。

(<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>)

### 【受講料】

19,980円（税込）（※別途130円（税込）の取扱手数料が必要となります。）

### 【お問い合わせ】

一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部

電話 03-5402-4882

### 《介護キャリア段位制度とは？》

介護分野における実践的なキャリア・アップの仕組みとして、介護技術評価の全国共通のものさしにより、介護技術の「見える化」を促進し、現場で何が出来るかの実践的スキルの証明になることで、職員のやりがい等を引き出し、職員の定着と新規参入を促すものです。

## ○ 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しております。本事業では、事業所の周辺に介護職員の宿舎を確保し、職住近接等による働きやすい職場環境の推進と、災害時の運営体制強化に取り組む介護事業者を支援します。

本事業の助成金交付申請を行うためには、事前に事業計画書の提出が必要となり、平成29年度事業計画書の提出期限は平成29年9月29日（金曜日）までとなっております。本事業の活用を検討されている事業者につきましては、お早めに事業実施主体である公益財団法人東京都福祉保健財団まで申請してください。

なお、本事業の申請にあたっては、福祉避難所の指定を受けている等の助成要件がありますので、財団のホームページにてご確認ください。

【提出期限】 平成29年9月29日（金曜日）※必着

【提出先】 公益財団法人東京都福祉保健財団  
事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当

【提出方法】 配達記録の残る方法にて、必要書類を送付してください。

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。  
(<http://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/index.html>)

また、財団では助成金交付申請をご検討中の事業者を対象に、本事業の概要及び具体的な書類の書き方や疑問点にお答えする説明会を下記の日程で開催いたします。申し込み方法等の詳細については財団ホームページをご確認ください。

### 1 日程

	日にち	時間	受付開始	申込締切日（必着）
1	7月19日（水）	10：00	9：45	7月12日（水）
2	7月19日（水）	15：00	14：45	7月12日（水）
3	8月 8日（火）	10：00	9：45	8月 1日（火）
4	8月 8日（火）	15：00	14：45	8月 1日（火）
5	9月 5日（火）	10：00	9：45	8月29日（火）

※午前の回、午後の回とも同じ内容です。説明時間は、1時間程度を予定しています。

### 2 会場

公益財団法人東京都福祉保健財団研修室1・研修室2  
(東京都新宿区西新宿2-7-1小田急第一生命ビル18階)

#### 【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団  
事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援担当  
東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階  
TEL 03-3344-8548 FAX 03-3344-8596

## ○ 介護人材関連事業について

お知らせ

東京都福祉保健局高齢社会対策部では、介護人材の確保、育成及び定着に向けた総合的な取組を行っております。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページ等にてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

### ◇人材関連事業一覧はこちら

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/jinzai.files/jinzaijigyosha.pdf>

### ◇お知らせ

⇒【東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業】補助金申請を募集しています(9月29日まで)。

ホームページ <http://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/index.html>

⇒【東京都介護職員キャリアパス導入促進事業】キャリアパス導入促進事業費補助金申請を募集しています

(7月31日まで)。 ホームページ <http://www.fukushizaidan.jp/110careerpath/index.html>

⇒【潜在的介護職員活用推進事業】有資格者向け就業支援説明会を開催します(8月2日開催)。

ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/senzai.html>

⇒【介護の仕事しながら資格取得】～利用者申込を開始します(6月16日より)～

ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigojinzaikakuho.html>

⇒【無料で介護の資格取得】～利用者申込を開始します(5月30日より)～

ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigojinzaikakuho.html>

⇒【介護の職場体験】～利用者申込を開始します(5月19日より)～

ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigojinzaikakuho.html>

### ◇各事業の詳細(ホームページ)はこちら

介護人材確保対策事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigojinzaikakuho.html>

潜在的介護職員活用推進事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/senzai.html>

東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shukusha.html>

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/carepro.html>

代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/daitai.html>

介護職員スキルアップ研修

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigokennsyuu/kaigosyokuinnsukiruappu.html>

現任介護職員資格取得支援事業

<http://www.fukushizaidan.jp/103genninkaigo/index.html>

喀痰吸引等(たんの吸引等)の制度について

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/tankyuuin.html>

【お問合せ】

各事業の連絡先へお気軽にご連絡ください。

【制度担当】

東京都福祉保健局 高齢社会対策部介護保険課 介護人材担当 電話:03-5320-4267

お知らせ

○ **介護サービス情報の公表」に係る報告(調査票の提出)のお願い**

「介護サービス情報の公表」制度では、新規事業所及び前年度介護報酬実績額（消費税・利用者負担額を含む）が100万円を超える既存事業所については、毎年1回、介護サービス情報を都道府県知事に報告することが義務付けられております（介護保険法第115条の35）。

このたび、東京都では、介護保険法施行令第37条の2第1項等に基づき「平成29年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」を策定いたしました。

これに基づき、東京都指定情報公表センターより報告対象事業所へ、6月30日付で「計画実施通知書」を送付いたしました。

つきましては、「介護サービス情報報告システム」による報告をお願いいたします。

なお、今年度、訪問調査の対象となりました事業所におかれましては、調査実施につきましても御協力をお願いいたします。

	調査票	基本情報	運営情報	事業所の特色※
既存事業所	必須	必須	必須	任意
新規事業所	必須	—	—	任意

※「事業所の特色」について

平成24年度の情報公表システムの見直しにより、従業員や利用者の特色に関する情報、定員の空き状況、写真や動画等を、事業所の任意で公表できる枠組みがございます。公表している内容については随時更新が可能ですので、積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

【報告方法及び公表内容のお問合せ先】

指定情報公表センター TEL03-3344-8630

【本制度のお問合せ先】

介護保険課介護保険担当 TEL03-5320-4291

お知らせ

○ **東京都国民健康保険団体連合会主催  
平成29年度介護サービス事業者支援研修会**

人生の最終段階においても住み慣れた施設や地域で暮らし続けたいという都民の希望に対応するため、個人の尊厳を尊重した看取りの対応が、今後ますます介護事業者には求められてきます。看取りのプロセスにおいては、家族や利用者の揺れ動く感情の中で、利用者、家族、医療、介護のケアチームの間での合意形成の積み重ねが重要であり、介護事業者の体制整備や職員教育等の課題も多く、看取りの実施に不安を抱く介護事業者も少なくありません。

また、平成29年5月より改正個人情報保護法が施行され、介護事業者も改正内容を踏まえて業務等を見直す必要があります。

そこで、看取りの実際と、個人情報に関する苦情相談対応等、介護事業者が抑えるべきポイントについての研修会を下記のとおり開催いたします。是非とも、ご参加ください！！

**■開催日時及び会場■**

(1) 平成30年1月18日(木) 12時30分から16時05分 受付開始 11時30分～

**文京シビック大ホール** (住所:文京区春日1-16-21) 【1,800名】

東京メトロ丸ノ内線、南北線「後樂園駅」直結

都営地下鉄三田線、大江戸線「春日駅」(文京シビックセンター前)

(2) 平成30年1月25日(木) 12時30分から16時05分 受付開始 11時30分～

**ルネこだいら大ホール** (住所:小平市美園町1-8-5) 【1,200名】

西武新宿線「小平」駅 徒歩3分

**■講演概要及びスケジュール(予定)■**

時間	内容
11:30～12:30	受付
12:30	開会
12:30～14:10	「看取りについて考える」～平穏死のすすめ～ <b>世田谷区立特別養護老人ホーム芦花ホーム 常勤医師 石飛 幸三氏</b> <講演概要> 穏やかな最期に向けて家族と支援者はどうあるべきか。 これまで特別養護老人ホームで自然な最期を送る人々を看取ってきました。 終末期の胃瘻など延命治療の是非を問題提起しつつ、人間らしい安らかな看取りについて皆さんと一緒に考えていきたい。
14:10～14:30	休憩
14:30～16:05	「改正、個人情報保護法を知っていますか？」 ～苦情対応、リスクマネジメント、介護記録の書き方まで、 <b>介護事業者が抑えるべきポイントについて～</b> <b>高村浩法律事務所 弁護士 高村 浩氏</b> (東京都国保連合会介護サービス苦情処理委員会 委員) <講演概要> 改正個人情報保護法(平成29年5月30日施行)を踏まえながら、介護サービスに係る個人情報及び記録の取扱いにおいて留意すべき点について、苦情例及び裁判例をもとに講演する。
16:05	閉会

(1)、(2)両日とも講演内容及び講師は同一となります。諸事情により時間に変更となる場合があります。

**■対象者■**

都内介護(予防)サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業事業所の管理者等で受講を希望する者※1事業所(事業所番号ごと)につき、1名までの参加とします。

**■申込方法■**

東京都国保連合会ホームページ上からお申し込みください。

HOME > 介護事業所等の皆様 > 平成29年度介護サービス事業者支援研修会開催のお知らせ(URL:

[http://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/nursing\\_office/support\\_workshop/index.html](http://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/nursing_office/support_workshop/index.html))

平成29年7月上旬 から申込開始予定

※申込先着順で定員になり次第締め切らせていただきます。

**■参加費■**

無料

【お問合せ先】 東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部介護相談指導課

TEL 03-6238-0173

【編集兼発行】 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

TEL 03-5320-4291、FAX 03-5388-1395

## ○ 平成29年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成29年度も補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

	事業名	申請期限等
補助金事業	認定看護師資格取得支援事業 (訪問看護分野の認定訪問看護師資格取得支援)	締切：7月21日(金)  (※2) 上記期限によらず、雇用する前に申請が必要です
	訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業(※1) ①研修参加時の代替(右記締切まで) ②産休・育休・介休取得時の代替(原則、随時受付)	
	訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業(※2)	
	*新任訪問看護師就労応援事業 ※補助金を活用するためには、実施事業者として選定される必要があります。(「募集要領」を確認ください。) ※一部(公社)東京都看護協会に委託して実施します。 <b>*新卒に限らず、訪問看護未経験であれば対象です</b>	2次募集については、別途HP掲載及び各ステーションへのご案内をいたします ※7月以降に訪問看護未経験者を雇用する場合は対象の予定です。(4~6月に訪問看護未経験者を雇用した場合の締切は終了しました。)
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	<b>申込み受付中</b>  体験研修等の受講を希望する場合は、各教育ステーションへ直接お申込みください
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護ステーション事業開始等支援事業 (経営等に関する個別相談会)	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護フェスティバルの開催	H30年1月13日 東京都庁(予定) 詳細は別途ご案内いたします

※1 「訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業」のうち、**②産前産後休業、育児休業、介護休業取得時の代替職員確保支援については、申請状況により期限を設定する場合があります。**本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。

【ホームページ】 東京都福祉保健局ホームページ>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業  
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

🔍 東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL: 03-5320-4267 FAX: 03-5388-1425

## ○「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中!

無料

悪質商法被害防止のため、地域ぐるみで高齢者を見守ろう!!

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくには、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。



講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成29年4月1日(土曜日)から 平成30年3月31日(土曜日)まで (土日祝日も実施)
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1~2時間程度 (この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	<b>申込者</b> 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、 医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等 <b>受講者</b> 原則10人以上
申込受付期間	平成29年4月1日(土曜日)から平成30年3月9日(金曜日)まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座(講師派遣)  
>高齢者見守り人材向け出前講座  
([http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de\\_koza/kourei.html](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html))

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局 FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>  
TEL 03-5614-0635 (月~金曜日午前9時30分~午後5時<祝日・年末年始除く>)



## ○ 介護保険事業所(医療系)の集団指導の実施

福祉保健局指導監査部指導第三課では、5月19日(金曜日)、22日(月曜日)、31日(水曜日)、6月6日(火曜日)の4日間にわたり、都庁大会議場等において、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、介護療養型医療施設、短期入所療養介護事業所の各医療系介護サービス事業所に対して、講習会形式で集団指導を実施しました。

この集団指導は、医療系介護サービスの重要性が高まる中、介護保険制度の下で適切なサービス提供を行っていただくために、これまでの実地指導等で見られた不適切な事例を紹介しつつ、制度運営上の留意事項や介護報酬の算定に関する事項など、実務に直結した内容を説明し、事業所の方に理解を深めていただくことを目的として実施しております。

4日間で延べ1,250事業所(出席率約95%)と、多くの事業所が出席しました。

なお、集団指導の資料を以下のホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→福祉保健の基盤づくり>事業者の方へ>集団指導資料>集団指導資料(介護保険法関係)

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/jigyosha/shudan/shudan.html>)

報酬算定・運営基準

## ○ 平成28年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください。

平成28年度に加算の算定をした全ての法人(事業者)について、加算金をどのような賃金改善に充当したかなどについて、報告していただく必要があります。

提出期限は平成29年7月31日(月曜日)となっております。実績報告書の様式、記入例などについては、下記ホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善加算について  
>平成28年度実績報告について

※近々ホームページに掲載いたします。

【処遇改善加算お問合せ専用電話】

介護保険課介護職員処遇改善加算担当 TEL 03-5320-4343 (直通)

※受付時間：平日9時00分～17時30分(12時00分～13時00分を除く)